

地方創生SDGs経営促進補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、SDGsを原動力とした地方創生の実現に向けて、事業者が若者・女性に働き先として選ばれる魅力的な企業になることを目指してサステナブル経営へと転換するために必要となる経費に対し、予算の範囲内で、地方創生SDGs経営促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) P I F（ポジティブ・インパクト・ファイナンス） 企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的とした融資であって、外部評価機関により「ポジティブ・インパクト金融原則」（国連環境計画金融イニシアティブが策定したP I Fに関する原則）への適合性及び「インパクトファイナンスの基本的考え方」（環境省のE S G金融ハイレベル・パネル設置要綱2（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめたものをいう。）への整合性について評価されたものをいう。
- (2) 外部評価機関 金融庁に信用格付業者として登録された格付会社をいう。
- (3) K P I（キーパフォーマンスインジケータ） 重要業績評価指標（組織の目標の達成状況を定点観測するための定量的な指標）をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助事業者等)

第4条 補助事業者、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助事業の事前着手)

第6条 補助事業者は、交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）以後でなければ、補助事業に着手してはならない。ただし、知事が補助事業の遂行上やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする補助事業者は、あらかじめ事前着手届（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して国及び他の都道府県並びにその他の公的機関の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）
 - 3 知事は、補助事業者が第1項の条件に違反したときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - 4 前項の場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定によりその返還を命ずるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第6号様式により行うものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第7号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日とする。
 - (1) 次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日
 - ア 補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）
 - イ 経費の支出が完了した日

(2) 知事が別に定める日

(履行確認)

第11条 知事は、事業終了後速やかに、実績報告書(事業完了報告書)、現地確認又は聴取確認(電話確認)により、履行の確認を行う。

- 2 知事は、前項の規定による現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、確認の日時、確認の場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の発表)

第14条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(財産の処分制限)

第15条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(調査)

第16条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第18条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>岐阜県内に本社を有する事業者又は従業員の採用において、岐阜県内を対象とした地域枠採用を実施している事業者</p>	<p>地方創生SDGs経営促進事業 金融機関が取り扱うPIFを受けて、若者・女性が働き先として魅力を感じるサステナブル経営への転換に取り組むため、PIF評価書において、知事が別に定めるKPIの方向性に該当するKPIを設定し、その実績を含めて公表するもの</p>	<p>PIFに係る評価書作成、コンサルティング等手数料、外部評価機関による評価書の取得費用その他知事が必要と認める経費 ただし、公租公課（消費税及び地方消費税）その他知事が別に定める経費は、補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（75万円を上限とする。）</p>

別記

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容
別添 事業実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金交付申請額	金	円

《添付書類》

- ・ 事業実施計画書

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金事前着手届

年度地方創生SDGs経営促進補助金に係る下記の事業について、次の理由により事前着手を行いますので、届け出ます。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容

3 事前着手理由

4 着手年月日

年 月 日

《添付書類》

- ・事業着手を証する書類を添付すること。

※内容を審査した結果、事前着手を行った部分の事業に要する経費が認められない場合があります。

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A4版）
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金
事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業
の経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

第4号様式(第7条関係)

(日本産業規格A4版)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金
事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業
の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更する事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
別添 事業実施計画書のとおり

《添付書類》

- ・ 事業実施計画書

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金
事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた標記補助金に係る事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、承認を申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業名
- 2 中止(廃止)の理由
※ 具体的に記載すること。
- 3 中止の期間(廃止の時期)

第6号様式(第8条関係)

(日本産業規格A4版)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金
交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記の理由により、申請の取下げをします。

記

取下げをする理由

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
事務担当者及び連絡先

年度地方創生SDGs経営促進補助金
事業遂行報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る
事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 着手年月日	年 月 日
3 交付決定額	円
4 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
5 今後の見通し	

6 経費の執行状況

(単位：円)

経費区分	内容	補助事業に要する経費(抜粋)		補助対象経費(抜粋)		左の負担区分				備考
		予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	自己負担額		補助金額		
						予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	
合計										

- (注) 1 「予算額」欄には、事業実施計画書に記載したもの(事業実施計画書を変更した場合は、承認を受けた変更後の計画に基づくもの)を記載すること。
 2 「補助対象経費」欄には、補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費について、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載すること。
 3 予算額と決算見込額が著しく相違するときは、その理由を記載すること。
 4 金額については、千円未満を切り捨てず1円単位まで記載すること。ただし、補助金額の合計は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。

7 経費の支出状況

経費区分	内容	積算	金額(税込)	補助対象経費(税抜)	見積年月日	契約年月日	入手年月日	支払年月日
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
合計			円	円				

- (注) 1 「内容」欄には、経費区分ごとに詳細な経費を記載すること。
 2 「積算」欄には、経費ごとに名称、積算明細(単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み))、仕様、購入先等を記載すること。
 3 「金額」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記載すること。
 4 「補助対象経費(税抜)」欄には、補助金交付の対象となる経費について、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載すること。
 5 「入手年月日」欄には、補助対象物件が納品された日を記載すること。

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度地方創生SDGs経営促進補助金
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る
事業を 年 月 日付けで完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第1
3条の規定により、次の書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付の対象となった事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金の額	金	円

《添付書類》

- ・ 事業実施状況

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

発行責任者
事務担当者
連絡先

年度地方創生SDGs経営促進補助金
交付（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり請求します。

記

1 交付請求する事業名

2 補助金請求額	金	円也
内訳		
交付決定額		円
既受領済額		円
確定額		円
今回請求額		円
残 額		円

3 振込先

金融機関名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預金の種別	普通	・ 当座
口座番号		

（注）概算払請求の場合は、補助対象経費支出実績書（別紙）を添付すること。

補助対象経費支出実績書

経費区分	内 容	金 額 (税込)	見 積 年月日	契 約 年月日	履 行 年月日	支 払 年月日	補助金充当額 (税抜)	備 考
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
合 計		円					千円	

- (注) 1 「内容」欄には、名称、仕様等を記載すること。
2 「履行年月日」欄には、補助対象物件が納品された日又は調査等実施された日を記載すること。
3 「備考」欄には、購入先、支払先等を記載すること。
4 「金額」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記載すること。また、経費区分ごとに消費税額及び地方消費税額の合計を示すこと。
5 「補助金充当額」欄には、補助金の交付を希望する額で、その限度は、消費税等を差し引いた補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1円未満切捨て）を記載すること。
6 金額については、1円単位まで記載すること。ただし、補助金充当額の合計は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。